

図 1 自社株評価の区分

一般の会社  特別な会社	大会社…類似業種比準方式 中会社…類似業種比準方式と純資産価額方式の併用 (類似業種比準方式が60%、75%、90%のいずれか) 小会社…類似業種比準方式と純資産価額方式の併用 (類似業種比準方式50%、純資産価額方式50%)  株式保有特定会社…資産のうちに株式・出資金の占める割合が大きい会社 土地保有特定会社…資産のうちに土地の占める割合が大きい会社 開業から3年未満の会社…純資産価額方式で評価 比準要素が一つの会社…類似業種比準方式と純資産価額方式の併用 (純資産価額方式75%、類似業種比準方式25%)
--------------------	---

以上であれば大会社となりますし、従業員が五人以下で売上規模の小さいところは小会社となります。従業員数が一〇〇名未満であっても、五〇名以上であれば、売上高・総資産の規模により大会社となる場合もあります。

昨年二月に平成一七年度税制改正に向けて政府税調より「税制大綱」が発表されました。この大綱において、定率減税の縮小など増税路線が明確となりました。今後も国財政難から増税路線が継続する見込みです。こうした状況下で、私たちは自分の財産・会社を守るために、より多くの注意を払っていかねばなりません。

そこで、経営者のみなさんにとつて重要な財産である自社株の評価について、最近話題となつた西武鉄道問題などにも触れながら疑問に答えていきます。

# 取引相場のない会社の「自社株評価」 同族会社の「留保金課税」 早わかりQ&A

公認会計士・税理士  
久内洋平

事業承継等で自社株を相続すると、資産のある会社や業績のいい会社ほど評価額が高くなり、多額の税金がかかる。

資金がなければ、経営自体に影響が出でることも……そうならないために、改めて基本を押さえておきたい。

## ◆自社株評価に関するQ&A

**A** 取引相場のない自社株の評価は、どのように行なわれるのでしょうか。  
**Q** 税務上の評価額は、取引の当事者が同族関係者かどうか、あるいは法人が当事者に含まれているかによつても違つてきますし、売買なのか、相続・贈与なのかによつても違つくるという、大変わかりにくいもので。ここでは、同族株主の

所有する取引相場のない自社株の相続税評価について解説をします。ただし、わかりやすくするために、細かい点についても、説明をあえて省略しているところもあることをあらかじめご了承ください。

まず、自社株評価の区分ですが、図1のように区分されます。

最初に特別な会社か一般的な会社かによって分けられます。

地が占める会社などがあります。これらの会社の評価方法は、のちほど説明します。

一方、一般的な会社は、どのように評価されるのでしょうか。一般的な会社は、さらに大企業・中会社・小会社に分けられます（以下で「大会社」「中会社」「小会社」という場合は、この区分による）。

この基準は、卸売業・小売業・その他の業種によって異なりますが、従業員数が一〇〇人

の評価となります。中会社・小会社の場合は「類似業種比準方式」と「純資産価額方式」の併用方式となり、たとえば、小会社であれば、それぞれの方式が占める割合が五〇%ずつといった比率で計算した結果が評価額となります。

中会社の場合は、その規模が大きくなるに従って、「類似業種比準方式」の占める割合が六〇%、七五%、九〇%と上がっています。つまり、大会社にその評価額が近づいていくわけです。

**A** 「類似業種比準方式」とは、上場会社の同業種の株価と比較して、何倍くらい高いのか安いのかを計算する方法です（次頁図2参照）。この計算には、自社の一株当たりの配当金、法人税申告所得、法人税上の純資産を使用します。法人税申告所得は、繰越欠損金を引く前の金額を使用します。

計算の元になるのは、国税庁から発表される「類似業種株価

表です。これには、ある月（だいたい二か月単位で公表される）の類似業種株価とともに、計算に使用する類似業種の配当金、利益、純資産が載っています。これらの数字は国税庁が選んだ上場会社の平均値となつてゐるようで、どの会社を選んでいるかは私たちに知られることはなく、その選出する会社も毎年少しずつ変わるために、ほとんど予想がつきません。たゞ、日経平均株価やTOPPIXなど全体の動向から、類似業種株価が安くなるのはいつかを推定するだけです。しかも、この公表はかなり遅れます。

たとえば、平成一六年一二月末現在で公表されているのは、平成一六年八月までの類似業種株価表で、約四か月遅れとなつています。毎年一月・二月分では前年から抽出会社の変更があるため、公表はさざに遅れ、七月くらいと約半年のタイムラグがあり、公表されるまで株価の評価ができるなど困った事態も生じています。

さて、次にこれらの公表された類似業種の指標と比べて、自

社の配当、利益、純資産が何倍であるかを計算し、その加重平均を出します。この加重平均を出すときには、利益の比率が六〇%を占め、あの配当、純資産の比率は二〇%となつていてますので、利益の高い会社は株価が高くなります。逆に、過去の利益の蓄積である純資産が多くても、現在の利益水準の低い会社は株価は抑えられることになります。

こうして出てきた加重平均の倍率に公表されている類似業種株価と調整率（五〇%から七〇%）を掛けて自社株の「類似業種比準方式」の株価が算定されます。この調整率はいわば時価からのデイスカウント率で、大手会社では七〇%、中会社では六〇%、小会社では五〇%となっています。自家株は他人に売却できないことを考えると、この調整率はもっと低くてもよいのではないかと思います。

社の配当、利益、純資産が何倍であるかを計算し、その加重平均を均を出します。この加重平均を出すときには、利益の比率が六〇%を占め、あとの配当、純資産の比率は二〇%となっていますので、利益の高い会社は株価が高くなります。逆に、過去の利益の蓄積である純資産が多くても、現在の利益水準の低い会社は株価は抑えられることになります。

こうして出てきた加重平均の倍率に公表されている類似業種株価と調整率（五〇%から七〇%）を掛けて自社株の「類似業種比準方式」の株価が算定されます。この調整率はいわば時価

からのデイスクワント率で、大  
会社では七〇%、中会社では六  
〇%、小会社では五〇%となっ  
ています。自社株は他人に売却  
できないことを考えると、この  
調整率はもつと低くてもよいの  
ではないかと思います。

**Q** 「純資産価額方式」とは、  
どんな方法でしょうか

「純資産価額方式」とは、  
会社の貸借対照表を元に  
計算する方法で、貸借対照表に



**A** 留保金課税が行なわれる  
留保金課税が行なわれる  
のはなぜでしようか  
配当を意図的に抑えることによ  
り、株主である個人への課税を  
抑えることができるので、一定  
以上の所得を会社にため込んだ  
場合（留保した場合）に、個人  
に課税されない代わりに会社に  
課税するというものです。

**A** 留保金課税が免除されるのは、以下のようないか会社です。

**A** 留保金課税が行なわれる  
のはなぜでしょうか  
**Q** 目的は、同族会社の場合  
配当を意図的に抑えることにより  
り、株主である個人への課税を  
抑えることができるので、一定  
以上の所得を会社にため込んだ

ようになつています。  
・三〇〇〇万以下の金額……〇%  
・三〇〇〇万超一億円以下の金額……一五%

これらは、堤家の相続対策の結果ではないかとの見方もあります。しかし、これらの名義株は、西武鉄道に対する支配力を持ちながら、上場を維持するためであつた可能性が高いと筆者は推測します。

なぜなら、西武鉄道が昨年一月に公表した資料(「コクド

うか  
Q  
策と関係があるのでしょ

ここで堤家の名譽のために申し上げますが、こうした相続税対策はまったく合法的なものであります。しかし、その一方で相続税評価をあげないために利益を抑えることは会社の財務体質が改善していくことにもつながります。コクドが過小資本でいることは、その結果であるともいえるのです。

はないでしょうか。

管理株の発生の原因・経緯等について」には、昭和三九年西武グループの創始者である堤康次郎氏が亡くなつた当時から、「西武鉄道の名義株は「コクドの貸借対照表に一括して計上されていた模様」とあります。いくら名義が変えてあつたとしても、相続税が変わることはありません。したがつて、相続対策にならないというのがその理由です。ただ、「されていた模様」とぼかした表現をしているところからは相続対策であつたという見方も否定できません。

上場維持が目的であつたという観点からは、次のような見方ができます。西武鉄道が昨年一〇月に公表した「有価証券報告書等の訂正について」によると、平成一二年から最近に至るまで、持株割合上位一〇位までの株主の発行済み株式数に対する保有割合は九〇%前後であり、東京証券取引所（以下「東証」）では九〇%を超えた場合は猶予期間なしの上場廃止と定めています。また、八〇%以上まっています。

こうした超過税率を課すことは、中小企業の自己資本の充実を阻害するものであり、税金を取るための制度として存続しているといつても過言ではありません。

このようない批判に応えて一部の中小企業に対する留保金課税の停止という改正が行なわれましたが、これもことしあるいは来年までと时限的なものにとどまっています。

**Q** 留保金課税がかからない場合があるそうですが、その内容について教えてください

ができます。西武鉄道が昨年一〇月に公表した「有価証券報告書等の訂正について」によると、平成一二年から最近に至るまで、持株割合上位一〇位までの株主の発行済み株式数に対する保有割合は九〇%前後であり、東京証券取引所（以下「東証」）では九〇%を超えた場合は猶予期間なしの上場廃止と定めています。また、八〇%以上

策にならないというのがその理由です。ただ、「されていった模様」とぼかした表現をしているところからは相続対策であつたという見方も否定できません。

管理株の発生の原因・経緯等について」には、昭和三九年西武グループの創始者である堤康次郎氏が亡くなつた当時から、西武鉄道の名義株は「コクドの貸借対照表に一括して計上されていた模様」とあります。いくら名義が変えてあつたとしても、貸借対照表に計上されていて、株価評価の対象となりますので、相続税が変わることはありません。したがつて、相続対りません。

◆ 留保金課税に関するQ&A

②新事業創出促進法の認定事業者

③創造的中小企業振興法に該当する中小企業者で、前期の試験研究費が総収入金額の三%を超えている会社

④資本金一億円以下で、自己資本比率五〇%以下の会社

それぞれの適用期限は、①、②、④が来年三月三一日までに開始する事業年度、③についてはことしの四月一三日までに開始する事業年度となっています。

これらの条件に該当する場合は、法人税申告書に所定の書類を添付しなければなりません。これを忘れると免除が認められないのは当然のこと、後から提出して免除を求める事もできませんので、十分注意が必要です。

\* \* \*

■ 留保金課税の今後

留保金課税については従来より問題とされており、日本税理士会連合会が毎年関係官庁に提出している「税制建議」の中でもずっと廃止を求めています。

**A** 留保金課税とは、そもそも  
もどのようなものですか  
**Q** 留保金課税は、株主上位  
三グループによる保有割  
合が五〇%以上のいわゆる同族  
会社に適用されるもので、課税  
所得のうち税金・配当・役員賞  
与など会社から支払われる金額  
と既に社外に支払われてしまつ  
た交際費などの金額を除いたも

ば、こうした違反状況が昭和三十年代以前より実に半世紀以上にわたり継続していたと推測されます。このような長期にわた

となつた場合でも、その状態が一年以内に解消しなければ同じく上場廃止にすることになつてゐます。東証がこのような上場廃止基準を設けているのは、一部の大株主に株式が集中してしまふと、売買の元となる流通株が極端に減つてしまい、取引が成り立たなくなるか、公正な価格形成が損なわれる危険性があつたためです。

注1 総務省統計局統計調査部消費統計  
課物価統計室「消費者物価指数年報」より  
参考資料／週刊ダイヤモンド 二〇〇四年一月二〇日号「堤王国の危機」

費者物価上昇率が一・八倍(注1)であることから考へても、ほぼ倍の三〇〇〇万円に改正されてもおかしくないわけですが、そのまま据え置かれているため、当期利益が数千万円になるとすぐには留保金課税がかかるという不都合が生じていると思います。こうした税制が早く廃止になることを望みます。

しかししながら、前述したような一部適用除外が認められただけで、税理士会が要望している廃止には至っていないのが実情です。

の（これを社内に留保されるもの）ということで「留保金」というが、次のうち一番高い金額を超える部分に対して課税されるものです。

①当期所得の三五%

②年一五〇〇万円

③期末資本金の二五%から利益積立金を引いた金額

また、このときの税率は次の

A め、大量の名義株を作ることにより、上場を維持したと考えら  
ります。これもできなかつたため、上場を維持したと考  
えら  
れるのです。

る規則違反が明らかになつた以上、東証としても上場廃止とする以外なかつたわけです。

西武鉄道株は、親会社のコクドにとつて、含み益をもたらす重要な資産であり、西武鉄道が上場廃止になつて、資産価値を失うことは到底許されなかつたと推測されます。しかし、必要以上に株式を手放してしまつことは重要な財産の減少と、西武鉄道への支配力の低下につなが